

## 選挙の基礎知識

### 1 選挙運動期間中の飲食物の提供について

#### 問題 1

国立市議会議員の選挙期間中に A 候補者の選挙事務所に陣中見舞いとして紙パック（200cc）のオレンジジュース 1 ケースを持っていきたいが、法律上何か問題がありますか。

回答 1 問題がない。 2 問題がある。 3 わからない。

#### 問題 2

今度は陣中見舞いとしてまんじゅう 15, 6 個程度、せんべいも同程度提供したいが、法律上何か問題がありますか。

回答 1 問題がない。 2 問題がある。 3 わからない。

#### 問題 3

自宅で自分が飲食するためにつくったサンドイッチを選挙事務所に来た友人におすそ分けしたいが、法律上何か問題がありますか。

回答 1 問題がない。 2 問題がある。 3 わからない。

#### 問題 4

選挙事務所内で飲食するために購入したサンドイッチやジュースが余ってしまったので、自宅に持ち帰り家族と一緒に飲食したいが、法律上何か問題がありますか。

回答 1 問題がない。 2 問題がある。 3 わからない。

## 2 戸別訪問について

#### 問題 5

ほかの用件で選挙人宅を訪問したときに付随的に投票依頼をすることは法律上何か問題がありますか。

回答 1 問題がない。 2 問題がある。 3 わからない。

#### 参考

##### 個々面接

告示日ないし公示日後駅前、バス、電車、デパート、商店等でたまたま出会った知人等に投票依頼する行為をいう。